ほくしあケアセンター訪問介護事業所運営規定

＜事業の目的＞

第１条　株式会社ほくしあケアセンターが開設するほくしあケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号訪問介護事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め要介護状態、又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号訪問介護事業）（以下「訪問介護等」という。）を提供する事を目的とする。

＜運営の方針＞

第２条　事業所の介護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における移動の介助、その他の生活全般に渡る援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

＜事業所の名称等＞

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名　称

ほくしあケアセンター

（２）所在地

紋別市幸町１丁目３番６号

＜従業者の職種、員数、及び職務内容＞

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

（１）管理者　　１名（サービス提供責任者と兼務）を置く。

管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（２）サービス提供責任者　　２名以上（うち１名管理者と兼務）を置く。

サービス提供責任者は事業所に対する、サービスの利用の申込に係わる調整、従事者に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに自らもサービスの提供に当たるものとする。

（３）訪問介護員　　常勤換算法で２．５人以上

訪問介護の提供にあたるものとする。

（４）事務職員　　１名

必要な事務を行うものとする。

ただし、業務の状況により増員することができるものとする。

＜営業日及び営業時間＞

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

（１）　営業日　　月曜日から土曜日

但し、年末年始（１２月３１日～１月３日）を除く。

（２）　営業時間　　午前８時から午後５時まで

（３）サービス提供日　　月曜日から土曜日

但し、利用者の状況によっては、日曜日は応相談可能とする。

（４）サービス提供時間　午前６時から午後８時まで

但し、利用者の状況によっては、応相談可能とする。

（５）電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

＜指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の内容及び利用料等＞

第６条　（１）訪問介護等の内容は次の通りとし訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働省が定めるものを基準とし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※但し保険料滞納等により保険給付額が減額されている場合は減額後の額とする。

※また保険料滞納等により、法定代理受領サービスに該当しない場合は介護報酬告示上の額とする。

（２）身体介護

（３）生活援助

（４）通院等乗降介助

（５）通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、当社の規定する指定した燃料費を徴収する。

（６）前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける事とする。

＜緊急時における対応＞

第７条　訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置をとるとともに、管理者に報告しなければならない。

＜通常の事業の実施地域＞

第８条　通常の事業の実施地域は紋別市とする。

＜その他運営についての留意事項＞

第９条　事業所は、訪問介護員等の質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また守秘義務等の徹底をはかり業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１週間以内

（２）継続研修　年２回

（３）従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（４）従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（５）この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ほくしあケアセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成２１年１月　１日から施行する。

この規定は、平成２１年３月１２日から施行する。

（従業者の職種、員数、及び職務内容・指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の内容及び利用料等　変更）

この規定は、平成２１年７月　１日から施行する。（営業日及び営業時間　変更）

この規定は、平成２２年８月　１日から施行する。

（従業者の職種、員数、及び職務内容　変更）

この規定は、平成２５年１月　７日から施行する。（事業所の所在地　変更）

この規定は、平成２５年９月１７日から施行する。

（従業者の職種、員数、及び職務内容　変更）

この規定は、令和　１年　７月　１日から施行する。

（事業の目的、従業者の職種、員数、及び職務内容、営業日及び営業時間、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の内容及び利用料等、緊急時における対応　変更）